

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
令和5年度 災害対応備蓄品(飲料水)購入	支出員担当行為担当官 中部地方整備局長 佐藤 寿延 名古屋市中区三の丸2-5-1名古屋合同庁舎第2号館	令和6年2月22日	プラス株式会社 ジョインテックスカンパニー 中部支社 名古屋市中区新栄1-7-7	6010401066617		8,674,933	8,674,933	100.00%		
令和6年能登半島地震における緊急作業その2	分任支出員担当行為担当官 中部地方整備局 高山国道事務所長 東 佑亮 高山市上岡本町7丁目425番地	令和6年2月29日	ナガイ株式会社 岐阜県大野郡久々野町大字柳島320	2200001025024	本業務は、令和6年1月1日に発生した能登半島地震への緊急支援活動に關し、災害対策用機械への給油作業及び他事務所所有の待機支援車の運搬配備等を行うものである。平成28年3月31日付で「高山国道事務所長と一般社団法人「飛騨三協防災対策協議会」と締結した「災害又は重大な事故における応急対策及び災害支援の業務に関する協定」に基づき、令和6年1月5日付で要請を行った上、緊急要請に対応可能な者としてナガイ株式会社を特定し、随意契約するものである。(適用法令)会計法第29条の3第4項予決令第102条の4第3号	2,552,000	2,541,000	99.56%		
令和6年能登半島地震における緊急作業	分任支出員担当行為担当官 中部地方整備局 高山国道事務所長 東 佑亮 高山市上岡本町7丁目425番地	令和6年2月29日	株式会社イビンク 大垣市葵捨町3-102	9200001013229	令和6年1月1日に発生した能登半島地震に伴い、各所で道路寸断されたことによって国道249号で交通渋滞が発生したことから、道路利用者への情報提供や、復旧作業にあたる関係各所の車両の統制のため、交通量等を把握する必要が生じた。しかし、災害に伴う被害確認や復旧作業等の業務によって北陸地方整備局の処理能力が逼迫していたことから、中部地方整備局が業務補助の要請を受け、可搬式交通量測定機を保有している高山国道事務所に対して、令和6年1月5日から測定作業を実施するよう指示があったものである。以上により、緊急的に作業を開始する必要が生じたものである。本作業にあたっては使用機器の取り扱い方法を熟知している必要がある。上記業者は、令和5年12月2日をもって完了した(令和5年12月2日をもって完了した)令和5年1月、飛騨地域交通量調査業務の受託者であり、この業務の中で当該機器を使用していることから、取り扱い方法を熟知しており、作業についても対応可能であるとの承諾を得られたことから、随時契約を行うものである。(適用法令)会計法第29条の3第4項予算決定及び会計令第102条の4第3号	3,377,000	3,377,000	100.00%		
能登半島地震に係わる待機支援車管理作業	分任支出員担当行為担当官 中部地方整備局三重河川国道事務所長 時岡 利和 津市広明町297番地	令和6年2月29日	(株)杉本組 三重県四日市市石原町1		本作業は、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により被災した地区的支援を行ったため派遣されたテックフォース隊員、作業員等が近傍に宿泊施設を確保できないため、仮眠施設として能登空港に設置された待機支援車の管理運営など、災害対策本部の計画に基づき、後方支援を行いうるものである。また本作業は被災地の被害が甚大なものもあり緊急かつ継続的に実施する必要があることから、日頃から災害支援に關する高い意識を持っていること及び迅速に支援体制がとれることが必要となる。上記業者は、当事務所どり災害又は事故における緊急的な応急対策の支援に関する協定を締結している一般社団法人三重県建設業協会の会員であり、過去2年間の災害対策用機械等操作訓練への参加、洪水時河川巡視の協定締結など、災害時の緊急的な出動等に常時体制を整えていることから、今回この支援体制を即日にとることが可能である。以上の理由により他に競合できる者はいないため、会計法第29条の3第4項、予算決定及び会計令第102条の4第3号により上記業者と随意契約を行うものである。(適用法令)会計法第29条の3第4項予決令第102条の4第3号	1,452,000	1,452,000	100.00%		

(注1)公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。